

日向東臼杵南部

広域連合だより

構成団体…日向市、門川町、東郷町、南郷村、西郷村、北郷村、諸塙村、椎葉村

【第6号】

平成15年10月発行

日向東臼杵南部広域連合
〒883-0034
日向市大字富高2192
TEL (0982) 53-3401
FAX (0982) 52-7889

■清掃センターへのごみ搬入量

	14年度 (トン)	13年度 (トン)	増加率 (%)
日向市	23,697	22,800	3.9
門川町	6,546	6,544	0.0
東郷町	666	628	6.1
南郷村	215	204	5.4
北郷村	222	201	10.4
諸塙村	335	322	4.0
合 計	31,681	30,699	3.2



14年度は31,681トンの搬入量のうち
31,204トン(98.5%)を焼却しました。



灰は最終処分場へ埋め立て
(3,490トン)



広域連合は、日向市と東臼杵郡南部圏域の八市町村で構成する地方公共団体の「組合」です。現在、ごみ焼却施設、火葬場、し尿処理場、一般廃棄物最終処分場という生活に欠かすことの出来ない四つの施設の運営管理をしています。

日向市富高にある清掃センターは、日向市、門川町、東郷町、南郷村、北郷村、諸塙村の一般家庭や事業所などから出された燃えるごみを焼却する施設です。昨年度は、六市町村合計で約三万二千トン、一日平均八七トンのごみが持ち込まれました。

この量は年々増えており、前年度と比べると、約一千トン、三、二%増加しています。

生活するうえでどうしても出でしまうごみ。それを適正に処理して美しいふるさとを守り育てることは、人間に課せられた永遠の使命です。

私たち一人ひとりが出来ることは何か・・。引き続き、ごみの減量化とリサイクルに対するご理解とご協力をお願いいたします。

古紙はリサイクルへ
(477トン)



※西郷村と椎葉村は、それぞれ村単独で燃えるごみの焼却をしています。



西郷村の施設



椎葉村の施設

↓対前年比3、2%増。一日平均87トン↓

平成十四年度清掃センターのごみ搬入量



ごみは市町村で決められた方法で出しましょ。



暮らしへ支えるごみの分別

今や環境問題は、地球的規模で呼ばれる最も身近な課題のひとつ。中でも、ごみ処理に対する意識は急速に高まり、ごみをただ単に捨てる時代は既に終わっています。

大量生産・大量消費・大量廃棄という過去の悪循環を反省し、ごみを分別して減らし、使えるものは再利用・再資源化する・・・。

いまでは家庭、地域、学校、企業など多くの分野で様々な取り組みが活発化しており、まさに一人ひとりの手で「循環型社会」を作る時代が到来していると言えます。

そして、その根底を支えているのが「ごみの分別」です。

国土の狭いわが国では、ごみを

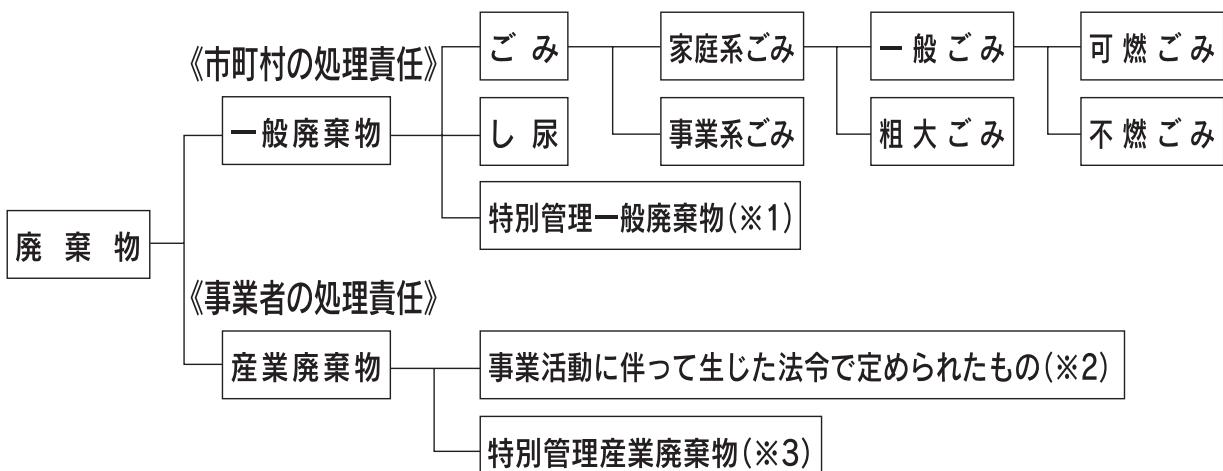
衛生的かつ効率的に処理するため
に「焼却」という方法を主体的に採
用しています。つまり、まず「燃
やせるもの」と「燃やせないもの」
をきちんと分けることが基本にな
ります。さらに、「リサイクルとい
う言葉も当たり前になつてている
今、「ごみ」として扱うので
はなく、資源として扱おう」、
「使えるものは何度も使おう」
という意識が強く求められています。
ごみを分けることは、必然的に
ごみの減量化につながるため、各
市町村では住民の皆様のご理解を
得ながら積極的な分別収集を行つ
ています。



分別の方法などは、市町村役場にお尋ね下さい。

廃棄物の区分

【環境省ホームページより】



※1.有毒性、感染性、爆発性のあるもの

※2.燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、建設廃材、鉱さい、ばいじん、ガラスくず、コンクリートくず、がれき類など19種類

こんなものまで

「燃えるごみ????」



～東郷霊苑の建て替え～ 本体工事は、年明けから着手



造成工事を終えた建設予定地（右下は現在の霊苑）

広域連合では、東郷町山陰丙にある圏域唯一の火葬場「東郷霊苑」の建て替えを行っています。昨年度、用地買収や測量・地質調査を行い、土木造成工事を終えました。本年7月には施設の心臓部とも言える「炉」を決定し、現在では建物の詳細な設計を進めています。予定では、年明けに本体工事に着手し、平成17年春の完成を目指しています。

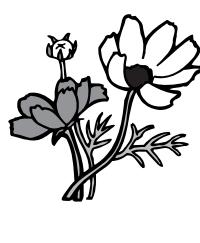
一方、新しい火葬場の使用料や運営体制などについても検討を始めており、8市町村の職員で構成する建設等委員会において調査研究を重ねています。

清掃センターには燃えるごみだけが持ち込まれるはずなのですが、残念なことに写真のようないくつかの金属類が混じっていることも…。

昨年度は、九八二名が見学
平成十四年度中に清掃センターを見学された方々は、小・中学生や事業所、女性学級、食品衛生関係者など二七団体の九八二名。皆さん、まずは大量のごみの量にびっくり。その後、ごみの処理方法などを勉強して、ごみの減量化やリサイクルの大切さを肌で感じられるようです。

清掃センターでは、施設見学を随时受け付けています。（ご希望の方はお気軽に事務局までご相談ください。）

これらは焼却炉を傷め、場合によつては大事故につながるなど施設に大きな損害を与えるかもしれません。見学に来る元気な小学生も、これには絶句しているようです。



東郷町白鳥女性学級の皆さん

「私たちの生活を支える施設」

し尿（汚泥）処理場

ごみとともに私たちが生活するうえで、どうしても出してしまったのが「し尿」。トイレも汲み取り式から水洗化が進み、その処理方法も時代とともに変化していますが、下水道が整備されていない地域ではどうしても生し尿や浄化槽汚泥を直接処理する施設が必要です。

法律上、し尿も一般廃棄物に分類され、市町村の責任で処理することが義務付けられています。圏域では、門川町は町単独で、その他の七市町村は広域行政により施設を建設し、公衆衛生の向上に努めています。

下水道との一體的処理

広域連合では、財光寺汚泥処理場にて日向市と東郷町で発生したし尿や汚泥を処理しています。平成十一年度からは、隣接する日向市下水道浄化センターとの一体的処理システムを実現。一次処理を行った後は、公共下水道と一緒に最終処理まで行い、効率化を図っています。

そのため、施設の運営管理は、日向市に委託しています。

入郷地区衛生組合（広域行政）

入郷地区クリーンセンター



【所在地】西郷村大字田代
【処理区域】西郷村、南郷村、北郷村
諸塙村、椎葉村

門川町衛生センター（町単独）



【所在地】門川町大字門川尾末
【処理区域】門川町

日向東臼杵南部広域連合（広域行政）

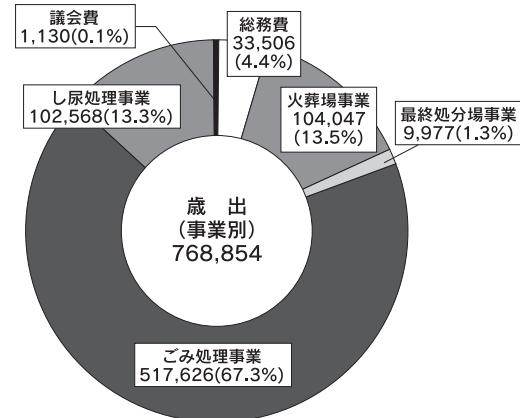
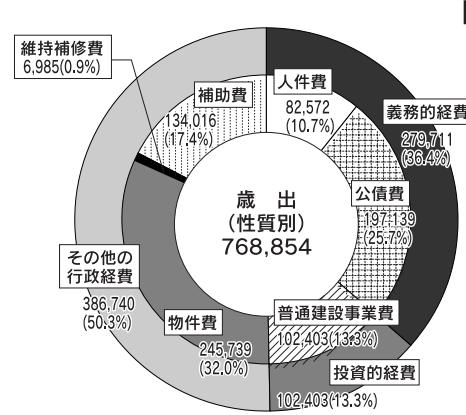
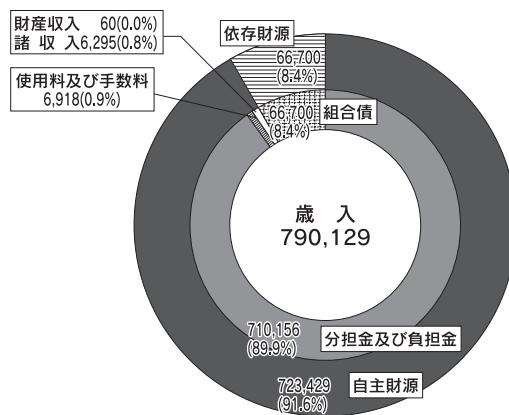
財光寺汚泥処理場



【所在地】日向市大字財光寺
【処理区域】日向市、東郷町

14年度の決算（見込み）がまとめました。

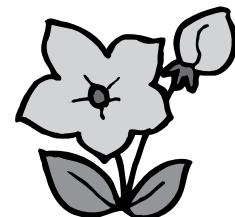
広域連合は、市町村（構成団体）が共同して事務処理を行う「組合」です。そのための経費のほとんどは、構成団体が拠出する「分担金」で賄われています。昨年度の歳入額は790,129千円、歳出額は768,854千円で、最終処分場事業の調査費用等21,275千円を15年度へ繰り越しました。決算は、11月議会で審議されます。



市町村別・事業別分担金の内訳

(単位:千円)

	一般管理費	火葬場事業	最終処分場事業	ごみ処理事業	し尿処理事業	合計
日向市	17,441	18,336	0	256,780	75,632	368,189
門川町	6,357	6,595	13,597	89,778	0	116,327
東郷町	2,901	2,844	4,300	22,325	14,394	46,764
南郷村	1,977	757	2,603	19,153	0	24,490
西郷村	1,021	784	2,736	0	0	4,541
北郷村	1,944	681	2,232	19,842	0	24,699
諸塙村	1,971	722	2,435	19,518	0	24,646
椎葉村	980	686	3,349	0	0	5,015
合計	34,592	31,405	31,252	427,396	90,026	614,671



14年度に行った主な事業

東郷靈苑



用地の地質・測量調査・土木造成工事
隣接地区や地権者への説明会
新火葬場の基本設計

最終処分場



環境講演会の実施
生活環境影響調査(15年度も継続)
施設基本計画策定業務(〃)

清掃センター



ごみクレーン制御装置工事
ダイオキシン類測定分析
各種機器保守点検

現地調査は年内に終了。

調査書の公表は来春



中山川での水質調査（7月）

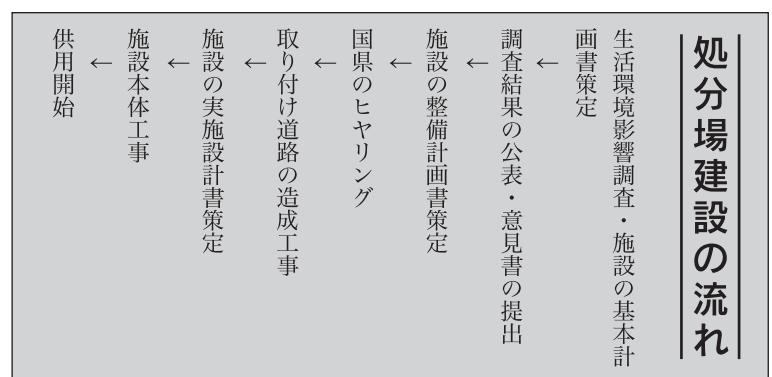
広域連合では、日向市を除く七町村の一般廃棄物最終処分場を建設するために、建設予定地である門川町栄ヶ丘地区で「生活環境影響調査」を実施しています。この調査は、施設が建設された場合の周辺地域に与える影響等を事前に予測・分析して、必要な対策などを検討するための重要なものです。

二月上旬から専門業者により始まつた現地調査も年内には終える予定であり、その後は総合的な調査書を作成し、来年三月ごろに内容を公表（縦覧）する予定です。

意見書を提出できます。

公表された調査書に対して、関係者は条例に基づいて意見書を提出できます。調査結果の公表方法や意見書の提出方法は事前にお知らせしますが、公表の期間は一ヶ月、意見書の提出期限は二週間以内となっています。

こうした調査の結果や意見書、最終的な施設計画書を取りまとめて県知事に届け出ることとなります。



地方公共団体の種類

～ちょっとと解説～

「地方公共団体」と言うとまず「都道府県」や「市町村」を思い浮かべる人が多いと思います。でも、「政令指定都市」や「東京都○○区」なんて言葉も聞いたことがありますよね。

「宮崎市が中核市に昇格・・・」という話題も、つい数年前の出来事でした。

地方公共団体は、「地方自治法」で面積や人口などをもとに下のように区分されています。

市町村は「普通地方公共団体」に属し、行政機関として最も身近な存在と言えます。また、指定都市、中核市、特例市はそれぞれ政令で指定され、一般的の市より広範な事務を行うことができます。



【資料：総務省ホームページほか】

